

## ○漏水による使用水量認定の取扱規程

(平成10年4月1日)  
管理規程第12号)

(目的)

第1条 この取扱規程は、給水装置から漏水した場合の使用水量の認定及び水道料金並びに下水道使用料の減額について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 給水装置とは、播磨高原広域事務組合水道事業給水条例（平成10年条例第30号）第3条に定める給水装置のうち、量水器に直結した給水管及びこれに直結する給水用具をいう。ただし、受水槽を設置しているものについては、受水槽までの給水装置に限るものとする。

(申請)

第3条 水道使用者は、給水装置の故障により漏水を生じ、その故障を修繕したときは、漏水による使用水量認定申請書（様式）により使用水量の認定を申請することができる。

(認定基準)

第4条 管理者は、前条による申請書を審査し、次の条件を満たしているときは、漏水量を認定することができる。

- (1) 水道使用者が、通常知ることができないと認められる給水装置の故障であること。
- (2) 漏水の事実を知った後、管理者が指定する業者により、速やかに修繕したことが明らかであること。
- (3) 故障箇所を修繕した後、20日以内に申請があったとき。

(漏水量の認定方法)

第5条 漏水量の認定は、次の方法によるものとする。

- (1)  $\text{漏水量} = (\text{当期の検針による使用水量} - \text{認定水量}) \times 1/2$
- (2)  $\text{認定水量} = \text{前3期の平均使用水量}$ 又は前年同一期間の使用水量のうち、いずれか使用水量の多い方

(補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

様式（省略）